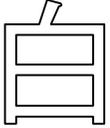


フードバンク活動 事例紹介

2017年11月9日(木)東京

こんにちは はくばく です

お米のような  い **麦**
は く ば く



精麦

雑穀

穀粉

麦茶

和麺

米

飼料



フードバンク提供開始のきっかけ

2009年、山梨県で活動されている、
認定特定非営利活動法人フードバンク山梨様にご来社いただく。



フードバンク活動の内容を、ご説明いただく。



委託製造品※のスープを、提供。



委託製造品※

はくばく自社で製造できないものを、外部の協力企業様に製造いただく製品。
自社製造品に比べ、製造量や納期に制約があり、出荷量に見合った製造量とすることが困難。

提供実績

(2010/3/2～2017/9/6)

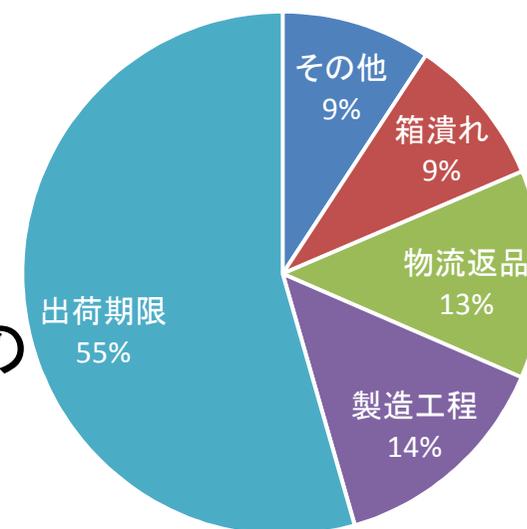
提供物量 約20t (袋換算で約40,000袋)

提供商品 精麦・雑穀・麦茶・乾麺・粉・米など

提供理由

提供理由

- ①出荷期限が過ぎてしまったもの
- ②製造工程で発生してしまったもの
- ③物流にのった後、返品となってしまったもの
- ④保管・輸送等で箱が潰れてしまったもの
- ⑤その他(サンプル残り 端数など)



提供にあたっての協議内容

平成21年10月31日 同意書締結

同意書の内容

- ①非営利目的の範囲で使用
- ②提供先の法規遵守
- ③帳簿の記録作成・保管・開示
- ④損害の免責
- ⑤提供先の免責同意

同 意 書

フードバンク山梨は、食料品や家庭用品をご提供いただく貴社に対し、以下の事項につき同意いたします。

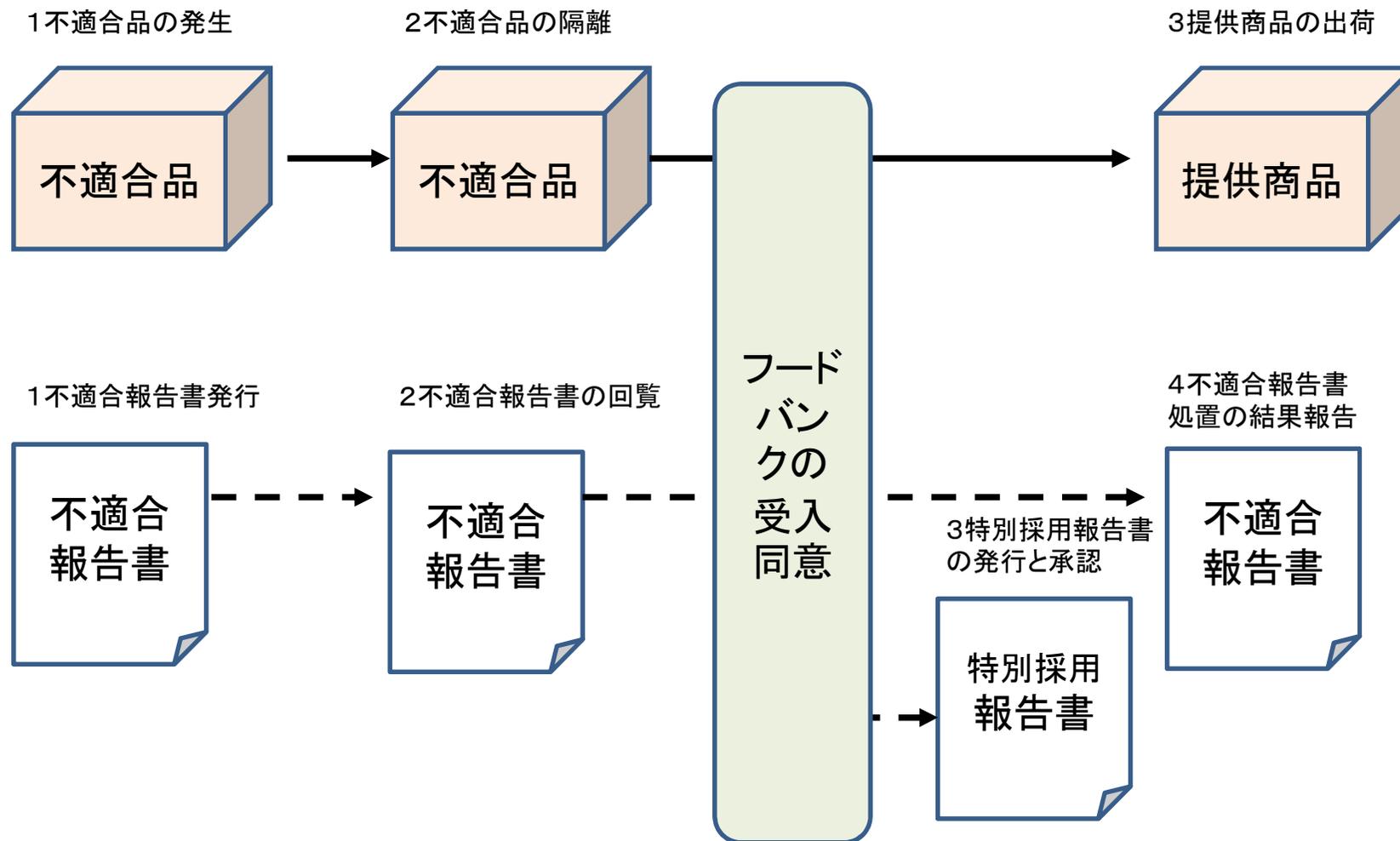
- 1 フードバンク山梨は、貴社から寄贈を受けた食料品や家庭用品（以下「寄贈品」という）について、フードバンク山梨の非営利目的の範囲でのみ使用いたします。
- 2 フードバンク山梨は、消費期限など寄贈品の取扱に関する法規を遵守します。また、寄贈品の提供先である施設・団体等に対して、これらの法規を遵守させる責任を負担いたします。
- 3 フードバンク山梨は、寄贈品に関する適切な帳簿や記録を作成・保管し、貴社からの要求がある場合には、開示いたします。
- 4 フードバンク山梨は、寄贈品の原料やその製造過程自体に起因して発生した損害を除き、貴社を免責いたします。
- 5 フードバンク山梨は、寄贈品の提供先を前項の免責に同意する施設・団体に限定いたします。

21年10月31日

(住所) 山梨県南巨摩郡増穂町最勝寺1351番地
(社名) 株式会社はくばく
〒400-0806 山梨県南巨摩郡小笠原317オアシスイノベーション
(住所) 特定非営利活動法人 フードバンク山梨
理事長 米山けい子
(社名) TEL&FAX 055-282-8798

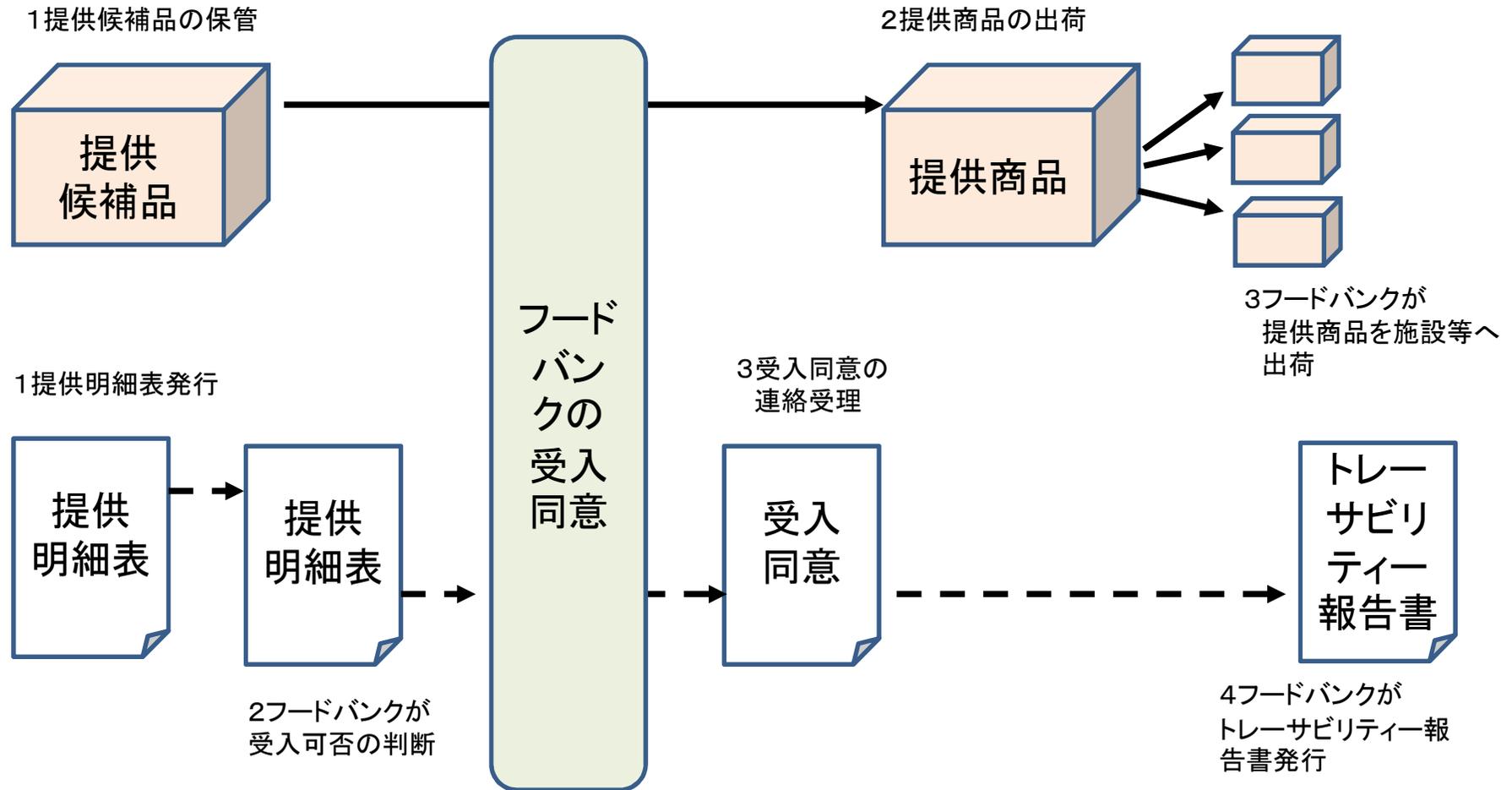


提供商品・情報の流れ はくばく社内



提供商品・情報の流れ

はくばく⇔フードバンク



広報

フードバンク山梨様HP 食品提供企業



平成29年4月1日発行 はくばく社内報



フードバンク提供のメリット、提供拡大への障害

メリット

- ①食品の使命を全うできる
- ②自社のみでは、できない活動(提供先の選定、トレーサビリティなど)
- ③廃棄処理費用がかからない(段ボール、軟装フィルム、穀物の仕訳が不要)
- ④生活困窮者の皆様も、大切なお客様

提供拡大への障害

- ①提供品は不適合品であり、不適合品は削減を目指している
- ②自社名ではない商品は、製造依頼主の承認が必要
- ③包装不良、印字不良等は、ある程度の範囲内のみ
(④フードバンクの受入許容量)

Staple Foods Frontier

私たちは 穀物の感動的価値を創造し、
人々の健康と豊かな食生活を実現します



ご清聴 ありがとうございます